

発電設備系統連系サービス要綱

平成28年4月1日 実施

九州電力株式会社

発電設備系統連系サービス要綱

目 次

総 則	1
1 適 用	1
2 要 綱 の 変 更	1
3 定 義	1
4 単 位 お よ び 端 数 処 理	2
契 約 の 申 込 み	3
5 契 約 の 申 込 み	3
6 契 約 の 成 立 お よ び 契 約 期 間	4
7 発 電 場 所	4
8 契 約 の 単 位	6
9 連 系 サ ー ビ ス の 開 始	6
10 電 気 方 式 , 電 圧 お よ び 周 波 数	6
11 技 術 要 件 等 の 遵 守	6
12 連 系 契 約 書 の 作 成	7
料 金	8
13 料 金	8
料 金 の 算 定 お よ び 支 払 い	9
14 料 金 の 適 用 開 始 の 時 期	9
15 料 金 の 算 定 期 間	9
16 料 金 の 算 定	10
17 日 割 計 算	10

18	支払義務の発生および支払期日	11
19	料金その他の支払方法	11
	連 系 サ ー ビ ス	13
20	発電場所への立入りによる業務の実施	13
21	連系サービスにともなうお客さまの協力	13
22	連系サービスの停止	14
23	連系サービスの停止の解除	15
24	停止期間中の料金	15
25	違 約 金	15
26	連系サービスの中止	16
27	連系サービスの中止にともなう料金割引	16
28	損害賠償の免責	17
29	設 備 の 賠 償	18
	契約の変更および終了	19
30	連系契約の変更	19
31	連系契約の消滅	19
32	連系契約の解約	20
33	連系契約消滅後の債権債務関係	21
	保 安	22
34	保安等に対するお客さまの協力	22
	そ の 他	23
35	報 告	23
36	そ の 他	23
附	則	24

総 則

1 適 用

次のいずれかに該当する場合で、お客さまが発電設備を設置し、その発電設備を当社が維持および運用する高圧電線路または特別高圧電線路に電氣的に接続することを希望されるときは、この発電設備系統連系サービス要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。

- (1) 発電された電気の全部または一部を自ら使用する場合もしくはこれに準ずる場合
- (2) 電気事業法第27条の31の規定にもとづく特定供給を行なう場合

2 要 綱 の 変 更

- (1) 当社は、契約期間中であっても、この要綱を変更することがあります。この場合には、お客さまとの料金その他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス要綱によります。

なお、この変更を実施する場合は、当社はお客さまに対して事前に変更内容を通知いたします。

- (2) お客さまは、(1)に定める要綱の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの要綱による契約を将来に向かって解約することができます。

なお、この場合には、お客さまの発電設備を解列していただきます。

3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧

標準電圧6,000ボルトの電圧をいいます。

(2) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(3) 連 系

発電設備を当社が維持および運用する電線路に電氣的に接続することをいいます。

(4) 連 系 地 点

お客様の電気設備と当社の電線路または引込線との接続点をいいます。

(5) 解 列

発電設備を当社が維持および運用する電線路から電氣的に切り離すことをいいます。

(6) アンシラリーサービス

連系契約にともない、当社が行なう周波数維持に係るサービスをいいます。

(7) 発 電 場 所

お客様が、連系契約の対象となる発電設備により発電を行なう場所をいいます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) アンシラリーサービス契約容量および発電設備の定格出力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

契約の申込み

5 契約の申込み

- (1) お客さまが新たに連系契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、この場合には、連系されるすべての発電設備を連系契約の対象といたします。

イ 発電場所および連系地点

ロ 連系を希望されるすべての発電設備の型式、製造番号、製造年月日、発電方式、定格出力、用途および系統安定上必要な仕様

ハ 連系地点における電圧

ニ 発電場所内の負荷設備および受電設備

ホ 当社との電気需給契約その他連系契約以外の契約の内容

ヘ 連系開始希望日

ト 連絡体制

チ その他必要な事項

- (2) お客さまが、連系契約の対象となる発電設備を使用し、当社以外の小売電気事業の用に供する電気を発電される場合、電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供する電気を発電される場合、一般送配電事業の用に供する電気を発電される場合もしくは特定送配電事業の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電される場合またはお客さまが当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合、自己等への電気の供給を受ける場合もしくは特定送配電事業が営まれる場所において接続供給に係る電気の供給を受ける場合は、(1)の事項およ

びお客さまに係る当社との接続供給契約または振替供給契約その他の内容を明らかにして、申込みをしていただきます。この場合には、当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の託送供給専用窓口を通じてこの要綱の実施取扱いをいたします。

- (3) 当社は、お客さまの連系契約の申込み内容、当社の供給設備の状況等について検討を行ない、承諾の可否についてお客さまにお知らせいたします。

6 契約の成立および契約期間

- (1) 連系契約は、連系契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、連系契約が成立した日から、原則として連系サービス開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。

7 発電場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1発電場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1発電場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、

複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1 建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所といたします。

□ 構内または建物の特殊な場合には，次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ1 発電場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1 発電場所といたします。

a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ1 発電場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1 発電場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ロ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相

互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所とすることがあります。

- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所といたします。

8 契約の単位

当社は、原則として1発電場所につき1連系契約を結びます。

9 連系サービスの開始

- (1) 当社は、お客さまの連系契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ連系開始日を定め、連系準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに連系サービスを開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた連系開始日に連系サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、連系開始日を定めて連系サービスを開始いたします。

10 電気方式、電圧および周波数

連系地点における電気方式および電圧は、交流3相3線式高圧または特別高圧とし、周波数は、特別の事情がない限り、標準周波数60ヘルツといたします。

11 技術要件等の遵守

連系にあたっては、電気設備に関する技術基準、その他法令等にしたが、かつ、託送供給等約款別冊系統連系技術要件を遵守し、当社の供給設

備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。

12 連系契約書の作成

当社はお客さまとの間で、連系の開始前に、連系に関する必要な事項について、連系契約書を作成いたします。

料 金

13 料 金

- (1) 料金は、アンシラリーサービス料とし、別に定めるアンシラリーサービス料金表のとおりといたします。
- (2) アンシラリーサービス契約容量は、連系契約の対象となる発電設備の定格出力の合計といたします。ただし、発電場所において連系されたすべての発電設備が、専ら、小売電気事業、自己等への電気の供給、一般送配電事業または特定送配電事業の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する発電設備である場合のアンシラリーサービス契約容量は零といたします。また、次のいずれかに該当する場合には、連系契約の対象となる発電設備の定格出力の合計値から次に定める値を差し引いた値といたします。

イ 電気需給契約または接続供給契約により、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受ける場合は、その契約電力のうち連系された発電設備に係る部分

ロ 発電場所において連系された発電設備の一部が、小売電気事業、自己等への電気の供給、一般送配電事業または特定送配電事業の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電している場合は、当社との接続供給契約、振替供給契約または電気受給契約における受電電力の年間実績

なお、上記によりがたい特別な事情がある場合には、発電設備の定格出力の合計および電気需給契約、接続供給契約等における契約電力を基準としてお客さまと当社との協議により決定した値といたします。

料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期

料金は、連系契約書に記載された連系サービス開始日から適用いたします。ただし、連系準備着手前に連系延期の申入れがあった場合およびお客様の責めとならない理由によって連系サービスが開始されない場合は、あらためてお客様と当社との協議により定められた連系サービス開始日から適用いたします。

15 料金の算定期間

(1) お客様が、当社と電気需給契約を締結している場合には、料金の算定期間は、次のとおりといたします。

イ 当該電気需給契約における前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、連系サービスを開始し、または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は、連系サービス開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客様に当該電気需給契約における計量日をお知らせしたときは、イにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、連系サービスを開始し、または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は、連系サービス開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) (1)以外の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。

(3) (1)および(2)にかかわらず、(1)または(2)の料金の算定期間において、当

社との電気需給契約が消滅または開始され、かつ、連系サービスが継続する場合の料金の算定期間は、(1)に準じて当該電気需給契約の消滅日に連系契約が消滅し、かつ、(2)に準じて当該電気需給契約の消滅日に連系サービスが開始されるものとし、または、(2)に準じて当該電気需給契約の開始日に連系契約が消滅し、かつ、(1)に準じて当該電気需給契約の開始日に連系サービスが開始されるものとみなします。

16 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 連系サービスを開始し、再開し、もしくは停止し、または連系契約が消滅した場合
- (2) アンシラリーサービス契約容量を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (3) 15(料金の算定期間)(1)または(2)の場合で、検針期間または計量期間の日数とその検針期間または計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

17 日割計算

- (1) 当社は、16(料金の算定)(1)、(2)または(3)の場合で、15(料金の算定期間)(1)または(2)のときは、当該電気需給契約または当該接続供給契約の日割計算の規定に準じて、1月の該当アンシラリーサービス料を日割計算いたします。
- (2) 16(料金の算定)(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
また、16(料金の算定)(2)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

18 支払義務の発生および支払期日

- (1) 15(料金の算定期間)(1)または(2)の場合は、料金の支払義務は、検針日に発生いたします。ただし、連系契約が消滅した場合は、消滅日に発生いたします。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日(以下「支払期日」といいます。)までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当する場合は、さらにその翌日といたします。

19 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、違約金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、15(料金の算定期間)(2)の場合は、当社が指定した金融機関等を通じての払い込みによる支払いに限ります。

なお、支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。

また、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

この場合、料金の口座振替日は18(支払義務の発生および支払期日)(2)にかかわらず、当社の指定した日といたします。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。）を申し受けます。
- なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- また、延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

連 系 サ ー ビ ス

20 発電場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 連系地点に至るまでの当社の供給設備または発電場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 34（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な連系の防止等に必要なお客さまの発電設備またはその他電気工作物の検査等の業務
- (4) 22（連系サービスの停止）、31（連系契約の消滅）または32（連系契約の解約）により必要な処置
- (5) その他この要綱によって、連系契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

21 連系サービスにともなうお客さまの協力

お客さまが発電設備の連系により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないま

す。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所内に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社が供給設備を変更いたします。

22 連系サービスの停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 連系された発電設備の更新について申込みをされない等、料金の支払いを不正に免れた場合

ハ 電気工作物の改変等によって不正に連系された場合

ニ 20（発電場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 21（連系サービスにともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客さまがその他この要綱に反した場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

(4) 当社との電気需給契約、接続供給契約または振替供給契約その他により電気の供給、接続供給、振替供給その他を停止する場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

- (5) (1)から(4)によって連系サービスを停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、連系サービス停止のために適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

23 連系サービスの停止の解除

22（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに連系サービスを再開いたします。

24 停止期間中の料金

22（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合には、その停止期間中の料金は半額とし、17（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

25 違 約 金

- (1) お客さまが、22（連系サービスの停止）(2)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この要綱に定められた連系条件にもとづいて算定された金額と、不正な連系方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に連系した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

26 連系サービスの中止

(1) 当社は、次の場合には、連系サービスを中止することがあります。

イ 当社との電気需給契約，接続供給契約または振替供給契約その他により電気の供給，接続供給または振替供給その他を中止する場合

ロ 当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生じるおそれがある場合

ハ 当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

27 連系サービスの中止にともなう料金割引

(1) 当社は、26（連系サービスの中止）(1)によって、連系サービスを中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ アンシラリーサービス契約容量が500キロワット未満の場合（高圧で連系する場合に限ります。）

(イ) 割引の対象

アンシラリーサービス料といたします。ただし、16（料金の算定）(1)，(2)または(3)の場合は、中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上中止した日を1日として計算いたします。

ロ アンシラリーサービス契約容量が500キロワット以上の場合（高圧で連系する場合に限ります。）または特別高圧で連系する場合

(イ) 割引の対象

アンシラリーサービス料といたします。ただし、16（料金の算定）(1)、(2)または(3)の場合は、中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による中止の時間といたします。

28 損害賠償の免責

- (1) 9（連系サービスの開始）(1)によってあらかじめ定めた連系開始日に連系サービスを開始できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (2) 26（連系サービスの中止）(1)によって連系サービスを中止した場合に

は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

(3) 22（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合または32（連系契約の解約）によって連系契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社は、その他事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

29 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その発電場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修 理 費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

契約の変更および終了

30 連系契約の変更

お客さまが、発電設備の更新等にもない連系契約の内容に変更が生じる場合は、（契約の申込み）に定める新たに連系契約を希望される場合に準じ、すみやかに連系契約を変更していただきます。

31 連系契約の消滅

(1) 連系契約は、次の場合を除き、契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。なお、この場合の連系契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。

イ お客さまが、契約期間満了前に連系契約を廃止しようとする場合は、次の場合を除き、廃止期日に連系契約は消滅するものといたします。この場合には、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ文書により通知していただき、当社は、原則としてその廃止期日に、連系サービスを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

(ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により連系サービスを終了させるための処置ができない場合は、連系契約は連系サービスを終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ロ 32（連系契約の解約）によって、当社が連系契約を解約した場合は、解約日に連系契約は消滅するものといたします。

八 2 (要綱の変更) (2)によりお客さまが連系契約を解約しようとする場合は、あらかじめ解約日を定めて、当社へ文書により通知していただきます。この場合、連系契約はその解約日に消滅するものといたします。

(2) 当社は、原則として契約期間満了の日の翌日に、連系サービスを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

32 連系契約の解約

(1) 当社は、次の場合には、連系契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 22 (連系サービスの停止) によって連系サービスを停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが次のいずれかに該当する場合

(イ) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ロ) お客さまが他の連系契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ハ) この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

(2) お客さまが、31 (連系契約の消滅) (1)による通知をされないで、その発電場所から移転され、連系サービスを受けていないことが明らかな場合には、当社が連系サービスを終了させるための処置を行なった日に連系契約は消滅するものといたします。

33 連系契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中の料金その他の債権債務は、連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

保 安

34 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、連系地点に至る当社の供給設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

そ の 他

35 報 告

当社は、必要に応じてお客さまから、連系された発電設備の運転に関する記録等を提出していただきます。

36 そ の 他

- (1) この要綱に定めのない事項またはこの要綱によりがたい事項については、託送供給等約款、電気最終保障供給約款または離島供給約款〔高圧・特別高圧用〕その他に準ずるものといたします。
- (2) (1)によりがたい事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

附

則

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は，平成28年4月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置

- (1) お客さまが平成17年3月31日までに高圧で連系された発電設備については，当該発電設備を更新されない限り，本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。
- (2) お客さまが平成13年9月30日までに特別高圧で連系された発電設備については，当該発電設備を更新されない限り，本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。
- (3) 太陽光発電設備および風力発電設備については，当分の間，アンシラリーサービス料を申し受けません。
- (4) 連系契約の対象となる発電設備のうち，(1)，(2)または(3)に該当する発電設備がある場合のアンシラリーサービス契約容量は，原則として次の算式により算定いたします。

$$\text{アンシラリーサービス契約容量} = A - B - C \times \frac{A - B}{A}$$

A = 13 (料金) (2)によって算定された発電設備の定格出力

B = (1)，(2)または(3)に該当する発電設備の定格出力の合計値

C = 13 (料金) (2)イまたはロによって差し引かれる値の合計値